

第1回新しいクレジット制度準備委員会において指摘のあった事項に対する  
対応方針について

平成 25 年 3 月 19 日

1. 電力事業者から供給された電力の排出係数について

(1) 指摘内容

京都メカニズムクレジット等の償却量が固定的であることを踏まえると、調整後排出係数<sup>1</sup>ではなく、実排出係数<sup>2</sup>が正しいのではないか。

- 1：地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき京都議定書のクレジット等をCO<sub>2</sub>排出量から控除して算出する排出係数
- 2：電気事業者が供給した電気の発電に伴い排出されたCO<sub>2</sub>排出量を当該電気事業者が供給した電力量で除して算出する排出係数

(2) 対応方針

既存制度との継続性、クレジットの活用先<sup>3</sup>との整合性等を踏まえ、J-クレジット制度における全電源排出係数には、調整後排出係数を使用するという事務局案を準備委員会に提示したが、今後引き続き検討する。

- 3：地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度、日本経済団体連合会が策定した環境自主行動計画の評価・検証制度等

2. 審査機関の登録一時停止に対する対応について

(1) 指摘内容

J-クレジット制度において登録の一時停止を受けた審査機関が、契約を締結したプロジェクトについて引き続き妥当性確認又は検証を続けることができるという規定は、適切ではないのではないか。

(2) 対応方針

登録の一時停止を受けた審査機関と契約を締結していたプロジェクト実施者の負担も踏まえ、また、クリーン開発メカニズム(CDM)の例に倣い、登録の一時停止を受けた審査機関については契約締結後のプロジェクトの妥当性確認又は検証を可能とし、登録の取消しを受けた審査機関については契約締結後のプロジェクトも含め妥当性確認又は検証ができないこととする。

以上